

児童指導員等の資格要件等

指定申請又は変更・加算届出等には、該当する資格の証明書類を提出してください。

児童指導員資格要件	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>※「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は、非該当</p> <p>⑤学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑨学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの</p> <p>⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの</p> <p>※「児童福祉事業」・・・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうちの児童福祉法に係る事業（障害児通所支援事業を含む）</p>
機能訓練担当職員要件	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員</p> <p>【心理指導担当職員】</p> <p>次のいずれも満たす者</p> <p>①学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>②個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p>

社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」

第1種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④障害児入所施設、⑤情緒障害児短期治療施設、

⑥児童自立支援施設

第2種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①障害児通所支援事業、②障害児相談支援事業、③児童自立生活援助事業、④放課後児童健全育成事業、
- ⑤子育て短期支援事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、
- ⑨一時預かり事業、⑩小規模住居型児童養育事業、⑪小規模保育事業、⑫病児保育事業、
- ⑬子育て援助活動支援事業、⑭助産施設、⑮保育所、⑯児童厚生施設、⑰児童家庭支援センター、
- ⑱児童の福祉の増進について相談に応じる事業

【障害福祉サービス経験者】

学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービス（下記※）に係る業務に従事したもの

※ 障害福祉サービスとは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活支援」及び「共同生活援助」（地域生活支援事業の移動支援や介護保険法に基づくサービスは対象外）